

金融庁ニューズレター

創刊号（12年7月）



（発足時の記者会見の様相）

金融庁発足における長官談話

— 金融庁発足に当たって —

○平成12年7月3日発表

7月1日に、金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、金融庁が発足した。

金融庁においては、その行政の運営に当たって、以下の理念に基づく6つの基本的考え方を柱とすることとする。

（理念）

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなす

ことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、その安定と活力の確保が不可欠である。また、金融システムの中核である金融市場は、その本来の機能を発揮するために、利用者が市場の持つ可能性を存分に享受できるよう、また信頼感を持って利用できるよう整備される必要がある。このため金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保を

その業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的とする。

金融行政の実施に当たっては、引き続き市場規律と自己責任の原則を基軸とし、金融業務の高度化、国際化等の急速な進展を踏まえ、高い専門能力を保持するとともに、国際的な整合性の確保に努める。その際、預金者、保険契約者、投資者等の利用者の利便性の向上と保護に努める。

また、ルールの一層の明確化及びその迅速かつ厳正な運用を図るほか、政策立案過程及び行政手続の透明性の向上を図り、金融行政を実施する各段階において説明責任を果たすように努める。

金融庁は、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当するとともに、銀行、保険、証券等の業態を横断的に所管することから、これらの特色を最大限に活かし、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応して、機動的かつ整合的な政策の遂行に努める。

(基本的考え方)

1．安定的で活力ある金融システムの構築

我が国金融システムは、深刻な金融不安発生の経験を踏まえ、その再生と安定に努力してきた結果、概ね安定してきているが、今後の預金等特例措置の終了等を踏まえ、一層の金融システムの安定性の確立を図り、より強固な金融システムを構築する。また、経済活動の基盤をなす金融システムが国民経済の活性化に資するよう、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を図る。さらに、健全な中小企業や次代を担う新規産業等に対して必要な資金供給が円滑に行われないという事態が生じることがないよう、金融の円滑を図り、国民経済の発展に資する。

2．時代をリードする金融インフラの整備

金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等に伴い、業態間の垣根を越えた多様な金融商品・サービスの開発が急速に進んでいるほか、大量の資金がより利便性の高い金融市場を目指し

国境を越えて移動しており、この傾向は今後ますます加速するものと考えられる。このような展望を踏まえ、利用者にとって一層利便性が高く、国際的にみても重要かつ安定的な地位を保持し、ニューミレニアム時代をリードする金融インフラの整備を図る。

3．利用者保護に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

多様な金融商品・サービスが普及する中で、利用者が自己責任原則の下で安心して取引を行うための前提として、金融商品・サービスの利用者保護の環境整備を図る。このために、利用者を保護するためのルールの整備と適切な運用を行うとともに、消費者教育の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する。

4．明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底(市場規律と自己責任の原則)

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任の原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底を目指す。このため、検査・監督・監視の各分野において、金融行政の効率性・実効性の向上を図り、さらなるルールの明確化や行政手続面での整備を行うとともに、広報活動を充実する。

他方、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進する。

5．金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備

金融業務の高度化・複雑化、情報通信技術の発達等の金融環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応するため、金融行政における専門性・先見性の向上に努める。このような観点から、金融大学の設立も視野に入れて職員の研修の充実等を図り、専門知識と幅広い視野を有する人材の育成・確保に努めるとともに、金融行政に係る体制の整備に努める。

6. 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献
金融機関活動や金融取引の国際化に的確に対応するため、外国金融監督当局との協力関係を緊密化し、情報交換等を促進する。

さらに、国際的なリーダーシップを発揮し、国際的なルール策定に積極的に貢献するとともに、世界に向けた情報発信を拡大する。

金融再生委員長訓示

○平成12年7月3日発表

金融庁の発足に当たり、皆さんに一言申し上げたい。

我が国の金融システムは、その再生と安定のため、これまで多大な努力を払ってきた結果、一時期に比べ格段に安定してきましたが、預金等全額保護の特例措置の終了を控え、金融システムの一層の安定性を確立し、より強固な金融システムを構築しなければなりません。同時に、経済活動の基盤をなす金融システムが国民経済の活性化に資するように、競争を促進し、活力ある金融システムの構築を目指す必要があります。

また、IT革命や金融・経済のグローバル化の進展など、金融を取り巻く環境は急激に変化しています。その中で、金融技術は日々高度化、複雑化し、大量の資金がより利便性の高い金融市場を目指して国境を越えて移動していると言っても過言ではありません。このような状況を踏まえ、我が国金融市場を安全かつ効率的で利便性の高いものにすることによって、その国際競争力を更に高める必要があります。

他方、多様な金融商品・サービスが普及する中で、利用者の自己責任原則を確立するためには、利用者を保護するためのルールの整備や消費者教育の充実も図っていかねばなりません。

このように様々な課題が山積する中で、中央省庁等改革の先陣を切って、金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、金融庁が設立されました。その意味で、金融庁に課せられた使命は非常に重大であり、国民の期待も大きいと言えます。金融再生委員会及び各財務局と緊密な連携を取って、困難な課題に対しても積極果敢に取り組み、是非とも、国民の期待に応えていただきたい。

また、新たに発足した金融庁は、制度の企画

立案から検査・監督・監視までを一貫して担当するとともに、銀行、保険、証券等の業態を横断的に所管する官庁となります。金融行政の実施に当たっては、この特色を最大限に活かして、時代の変化に的確に対応し、機動的かつ整合的な政策の遂行に努めていただきたい。

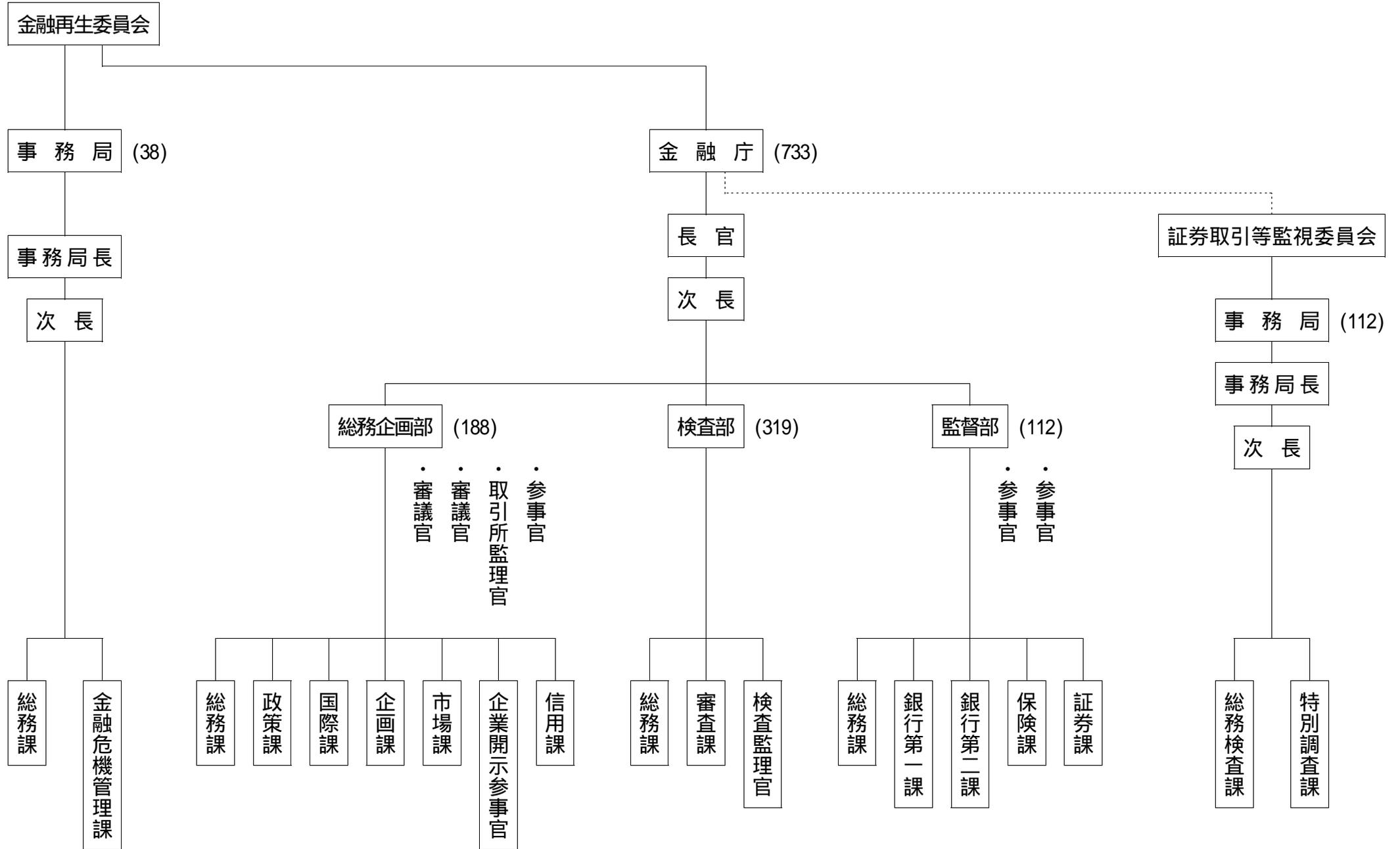
ところで、金融庁においては、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底に努める必要があることは言うまでもありません。このような観点から、政策立案過程や行政手続の透明性の一層の向上が求められることはもちろんですが、我々の考え方を広く国民に理解していただくために、金融行政を実施する各段階において説明責任を果たしていくということを心掛けていく必要があります。

また、金融環境の変化に迅速かつ的確に対応するためには、金融庁は専門性の高い行政機関でなければなりません。そのために、職員の一人一人が専門能力の向上に向けて一層研鑽に励んでいただきたい。また、幹部の皆さんには、個々の職員の能力と熱意が十二分に発揮され、組織としてより大きな力を発揮できるように、意を用いていただきたい。

さらに、金融機関活動や金融取引の国際化という状況に的確に対応する必要があります。このため、外国金融当局との連携を一層強化するとともに、国際的なルールの策定等においても、リーダーシップを発揮し、積極的に貢献していただきたい。

最後になりましたが、職員の皆さんには、多くの難問に対処し、緊張が強られる状況の中で、心身ともに健康にはくれぐれも留意していただき、存分にご活躍されることを願っております。

金融庁の組織 (平成12年7月時点)



金融庁の各課の所掌事務

部局の名称（注1）	課等の名称	主 な 所 掌 事 務
総務企画部		
	総務課	総合調整、総務、人事、国会、機構・定員、予算、会計、福利厚生、FIU業務等
	政策課	基本的かつ総合的な政策の策定、税制に関する調整、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、研修等
	国際課	国際関係事務
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、法令審査、行政訴訟等
	市場課	証券市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案等
	企業開示参事官	企業会計基準及び監査基準の設定、証券取引に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案等
	信用課	銀行業、保険等に関する制度の企画・立案等（注2）
検 査 部		
	総務課	検査部の総括、金融検査の方針・実施計画の樹立、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監 督 部		
	総務課	監督部の総括、信用金庫・信用組合・系統金融機関の監督等（注2）
	銀行第一課	都長銀信託・外国銀行の監督等
	銀行第二課	地銀・第二地銀・ノンバンクの監督等
	保険課	保険会社の監督等
	証券課	証券会社、証券投資信託委託会社の監督等
証券取引等監視委員会 事務局		
	総務検査課	事務局の総務、証券取引検査、証券取引審査等
	特別調査課	犯則事件調査

（注1）13年1月以降、それぞれ「総務企画局」、「検査局」、「監督局」。

（注2）13年1月以降、総務企画局信用課は「預金保険制度等の企画・立案」を、監督局総務課は「金融危機管理事務」を担う。

久世金融再生委員長、宮本総括政務次官の就任

7月4日(火)に谷垣前金融再生委員長及び村井前金融再生総括政務次官が辞任され、同日付をもって、その後任として久世公堯参議院議員が金

融再生委員長に、宮本一三衆議院議員が金融再生総括政務次官にそれぞれ就任された。

委員長の略歴

— 平成12年7月19日現在 —



国務大臣(金融再生委員会委員長)

久世 公堯(くぜ きみたか) (昭和3年8月15日 生)

出身地 富山県

昭和28年3月

東京大学法学部卒業

昭和28年4月

自治省入省

昭和33年10月

秋田県総務部財政課長

昭和45年10月

大分県総務部長

昭和53年6月

自治省大臣官房審議官

昭和55年8月

自治省自治大学校長

昭和61年7月～現在

参議院議員(比例代表)(以来3選)

平成2年12月～平成3年11月

農林水産政務次官(第2次海部内閣)

平成6年9月～平成7年8月

参議院商工委員長

平成7年8月～平成8年11月

参議院自由民主党副幹事長

平成10年8月～平成11年8月

参議院決算委員長

平成12年7月～

国務大臣・金融再生委員会委員長
(第2次森内閣)

総括政務次官の略歴

— 平成12年7月19日現在 —



金融再生総括政務次官

宮本 一三(みやもと いちぞう) (昭和6年9月7日 生)

出身地 兵庫県

昭和30年3月

一橋大学経済学部卒業

昭和30年4月

大蔵省入省

昭和37年7月

奈良県桜井税務署長

昭和41年11月

IMF 出向(インドネシア政府経済顧問)

昭和55年7月

大蔵省大臣官房審議官

昭和56年6月

名古屋国税局長

平成5年7月～現在

衆議院議員(以来3選)

平成11年11月～

自由民主党財政部会会長、農林水産委員会理事、大蔵委員会委員

平成12年7月～

金融再生総括政務次官
(第2次森内閣)

「金融監督庁この1年」の公表について

金融検査・監督に対する国民の一層の理解が得られ、金融行政に対する信頼の増進につながることを期待して、金融監督庁の取り組みを、昨年に引き続き本編と資料編に分けて600ページ強の冊子として取りまとめ、平成12年6月27日に公表した。

○平成12年6月27日発表

金融監督庁この1年

・公表の趣旨

一昨年(平成11年)の6月22日に金融監督庁が発足して以来、はや2年が経過した。この間、集中検査の厳正な実施、金融再生法の施行、大手行等に対する資本増強等の様々な取り組みにより、我が国金融システムも一時期に比べ格段に安定してきている。

そのような環境の中、金融監督庁発足2年目となったこの1年間、金融監督庁においては、生命保険会社への集中検査、金融機関等グループ・コングロマリットの一体的な実態把握、信用組合検査・監督事務の移管への対応、商工ローン問題への対応、マネー・ローンダリング問題への対応など、多方面にわたる様々な取組を行ってきた。しかしながら、一方では、異業種の銀行業への参入問題、電子取引への対応等、行政として対応すべき新たな課題も出てきている。

「金融監督庁の1年」は、このような金融監督庁の発足2年目の活動を広く紹介するために、昨年に引き続き取りまとめたものである。

これにより、金融検査・監督に対する国民の一層の理解が得られ、金融行政に対する信頼の増進につながることを期待している。

・全体の構成

「金融監督庁の1年」は、本編及び資料編から成り立っている。

本編は、

第1部 金融監督庁の組織及び運営

第2部 法制度面の新たな進展

第3部 金融監督

第4部 金融検査

第5部 国際関係の動き

から構成されており、本編に関連する資料(報道発表資料等)を資料編としてまとめている。

・概要

1. 第1部 金融監督庁の組織及び運営

第1部は、金融監督庁の現行の体制、金融庁の設置と平成12年度の体制整備、金融監督庁のこの1年間の行政運営について記載している。

主なポイントとしては、

(1) 金融行政機構については、全体の中央省庁再編(平成13年1月)に先行して平成12年7月1日に金融再生委員会に置かれる金融監督庁を改組して金融庁とし、更に、平成13年1月6日に金融再生委員会を廃止して内閣府の外局として金融庁を設置することや、金融庁設置後の所掌事務等の内容について記載している。

体制整備については、中央省庁等改革の方針に沿って金融庁への円滑な移行を行うとともに、検査・監督体制等の早急な整備を図ることが課題となる中で、当庁としてこれまでに講じてきた、人員・組織の両面での措置について記載している。

(2) 金融監督庁のこの1年間の行政運営については、この1年間の主な出来事を年表形式で記載しているほか、当庁顧問や金融業

界との意見交換の状況、地方部局との連携の状況、職員の任用及び研修の状況、当庁の広報体制、パブリック・コメント手続きの実績、行政情報化の推進状況について記載している。

2. 第2部 法制度面の新たな進展

第2部は、金融機関等の経営基盤の強化及び的確な破綻処理のための法整備 21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備のための法整備 商工ローン問題等へ対応するための法整備について、各法律の概要、改正の内容等を記載している。

3. 第3部 金融監督

第3部は、金融監督にあたっての基本的考え方、信用組合検査・監督事務の移管、事業形態をめぐる新たな動きへの対応、商工ローン問題への対応、グループ・コングロマリットに対する一元的な監督、コンピュータ2000年問題への対応等について記載している。

主なポイントとしては、

- (1) 信用組合検査・監督事務の移管については、移管の経緯や「信用組合移管円滑化のためのプロジェクトチーム」を発足させ移管を円滑に進めるために当庁が採った措置の内容、移管後に採った措置等について記載している。
- (2) 事業形態をめぐる新たな動きへの対応については、昨年秋以降の異業種の銀行業参入の動き、プロジェクトチームや金融再生委員会における検討・協議を踏まえて公表された「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）（案）」の概要、最終的な取りまとめまでのスケジュール、今後の課題について記載している。
- (3) 商工ローン問題等への対応については、商工ローンについて、昨年夏以降、過剰融資、高金利、取立てをめぐるトラブル、根保証についての説明不十分等の問題が各地で指摘され社会問題化した状況の下で、金融監督庁が採った、

ア．財務局、都道府県及び全貸金業者に対する適正な業務の運営の確保の要請
イ．全国貸金業協会連合会（全金連）会長に対する、根保証に関して保証人とのトラブルを避けるための自主的な取り組み等の要請

（その後、全金連において要請の趣旨に沿った自主規制基準を策定）

等の対応について記載している。

日賦貸金業者については、近年、登録者数が増加している中で、高金利、取立てをめぐるトラブルや日賦貸金業者の要件に違反した貸付けが行われていること等が問題となった状況の下で、当庁から財務局及び都道府県に対して、貸金業規制法等に基づいた適切な対応が図られるよう、債務者等からの法令違反や苦情等に対する的確な取扱いの徹底等の指示を行っていること等について記載している。

- (4) グループ・コングロマリットに対する一元的な監督については、グループ内金融機関間のダブルギアリングの排除、グループ内証券会社及び銀行等における内部管理業務の統合、金融グループに対する行政処分等、当庁が採った監督上の対応について記載している。
- (5) コンピュータ2000年問題への対応については、金融監督庁の対応として 銀行法等に基づき金融機関から対応状況の報告を求め、主要行等についてはヒアリングを行うなど、モニタリングの強化に努めたこと、専門検査班を組成し、本問題に重点を置いた立入検査を実施したこと、 年末年始及び閏日における特別体制をとって万一の問題の発生の対応に備えたこと等について記載している。
- (6) 民間金融機関の再編等の状況については、平成11事務年度における、主要行間での業態を超えた提携等の状況、外国銀行の参入・退出の状況、協同組織金融機関の合併等

による再編の状況、保険会社・証券会社の再編の状況について記載している。

- (7) マネー・ローンダリング問題への対応については、昨年8月に成立した「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）の成立を受け、金融監督庁が採った 関係政省令の制定作業を行い、疑わしい取引の届出に関する事務に対応するため、長官官房に「特定金融情報管理官」を設置するとともに、総務課に「特定金融情報室」を設置したこと、全国銀行、信用金庫、保険会社、証券会社及び財務局の職員等に対して「疑わしい取引の届出制度」に関する説明会を開催したこと、金融機関等における個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かを判断する基準となる「疑わしい取引の参考事例」を改訂したこと、等の対応について記載している。

4. 第4部 金融検査

第4部は、金融検査体制の整備、平成11事務年度の金融検査の実施状況、金融検査の充実・強化のための方策等について記載している。

主なポイントとしては

- (1) 金融検査体制の整備については、平成11年度において、検査官の定員を大幅に増員するとともに、各業態を専門に担当する部門制を採用し、各業態毎の特色に対応した、より専門性の高い深度ある検査の実施に努めていること等について記載している。
- (2) グループ・コングロマリットの一体的な実態把握については、連結ベースでの資産内容や親子間の取引の実態を的確に把握するため、親金融機関等と信託子会社や証券子会社等の金融機関等子会社のグループを一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めていること等について記載している。
- (3) 銀行に対する検査については、金融検査

マニュアルに基づき、自己責任原則の徹底を前提に、資産内容の健全性、ルール遵守状況、リスク管理状況等について、的確な実態把握に努めていること等について記載している。

- (4) 検査により発見された重大な法令等違反に対する告発については、日本長期信用銀行及びクレディ・スイスグループについて、検査忌避行為があった事実を把握したことから、刑事訴訟法第239条第2項の規定（公務員の告発義務）により警視庁等に対して告発書を提出したこと等について記載している。
- (5) 保険会社に対する検査については、平成11年4月から早期是正措置が導入され、ソルベンシー・マージン比率に基づいて、必要な措置が適時に講じられるという制度的な枠組みを踏まえ、生命保険会社に対する資産内容等の実態把握のための集中検査を実施したこと等について記載している。
- (6) 外国金融機関等に対する検査については、「外国金融機関等については、我が国市場における活動状況を踏まえつつ、銀行、証券、信託銀行、投資顧問等各拠点をグループとして一体的に検査を行うことにより、効果的な実態把握を行う。」との方針に沿って、内外無差別の原則に基づき取り組んだ検査の実施状況や検査結果の概要について記載している。
- (7) 金融検査の充実・強化のための方策については、「保険会社に係る検査マニュアル」を始めとする検査マニュアル等の整備の内容や、検査において検査官と被検査金融機関との間に意見相違が生じた場合の金融機関からの意見申出制度について、概要等を記載している。

5. 第5部 国際関係の動き

第5部は、バーゼル銀行監督委員会を始めとする、金融監督国際機構の活動の状況及び我が国のこれら国際機構への対応のほか、海

外の金融検査監督当局との連携の強化のため
の金融監督庁の取組みの状況について記載し

ている。

(総務企画部政策課)

「金融検査～今後の課題」の公表について

公正で透明な金融行政が求められる中で、金融検査の重要性はますます高まってきている。こうした状況を踏まえ、金融検査にかかる事務運営の透明性の向上を図る観点から、「金融検査～今後の課題」を公表することとした。

○平成12年6月20日発表

「金融検査～今後の課題」

・平成11検査事務年度を振り返って

1．金融監督庁は、発足以来、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の実現を目指してきた。金融検査においても、厳正で実効性ある検査の実施により、金融機関等の実態を的確に把握することを通じて、金融システム全体に対する信頼の確立に努めてきたところである。

金融監督庁発足2年目にあたる平成11検査事務年度については、実効的・効率的な金融検査実現に向けての基盤固めの年と位置づけ、検査官の増員、部門制の採用、金融検査マニュアルの整備などの検査態勢の拡充や金融行政を巡る環境の変化を踏まえ、専門性の高い深度ある検査を実施することを基本的な課題とした。

2．具体的には、

- (1) 金融検査マニュアルに基づく法令等遵守態勢、リスク管理態勢についての的確な実態把握、
- (2) 金融機関等子会社、海外拠点を含めた金融機関等グループ・コングロマリットの一体的な実態把握、
- (3) 生命保険会社に対する資産内容等の実態把握のための集中検査の実施、
- (4) コンピュータ2000年問題に関する検査の実施、
- (5) 信用金庫の資産内容の健全性や外国金融機関等のルール遵守状況、リスク管理状況等に重点を置いた検査の実施、
- (6) 金融検査マニュアルの整備に続く保険

検査マニュアルの策定、

(7) 民間の専門家の登用をはじめとした検査の専門性の向上、
などに取り組んできたところである。

・今後の課題

1．金融検査における今後の課題は、第一に、いわゆるペイオフの解禁を控え、重点的かつ効率的な検査を通じて、より安定的な金融システムの構築に向けて万全を期すことである。

第二に、金融システム改革が進展する中で、電子金融取引の拡大、持株会社方式による事業統合、時価会計の導入など会計・ディスクロージャー制度の国際標準化等が進んでおり、こうした新しい流れを踏まえた専門的で実効性ある検査を実施する必要がある。

第三に、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、金融検査に対して、これまで以上にその質的水準の向上や手続きの透明性が求められており、公正で信頼性の高い検査を実施する必要がある。

2．重点的かつ効率的な検査の実施

(1) 信用組合集中検査

信用組合については、本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けたところであり、国による十分な実態把握ができていないことから、資産内容等の実態把握を速やかに行うため、13年3月末までに立入検査を一巡することを目途として、財務局において集中検査を実施す

る必要がある。

また、財務局の検査の進捗状況等に応じて、新設される検査応援部門を活用するなど、円滑な検査の実施に努める。

(2) 濃淡ある検査の実施

オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、検査頻度や検査内容について濃淡をつけた効率的・機動的な検査の実施に努める。

(3) 内部監査・外部監査の活用

金融機関等の内部監査の有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査の実施を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な実態把握に努める。

3. 専門的で実効性ある検査の実施

(1) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、各業態を横断的に所管する金融庁の特色を活かし、持株会社を含む親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点の一体的な実態把握に努める。

金融機関等の持株会社については、主に傘下の金融機関等に対するリスク管理機能に着目し、グループ全体のリスク管理態勢についての的確な実態把握に努める。

(2) 部門制の充実・強化

検査官の増員、部門の増設による検査体制の拡充に加え、部門毎の業務の継続性を高めることにより、各業態の特色に対応したより専門性の高い検査を実施する。

また、市場関連リスク、システムリスクといった、専門性の高い分野に係るリスク管理態勢の確認にあたっては、必要

に応じて専門班を編成し、深度ある検査の実施に努める。

(3) 実効性の高い検査の実施

制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなる金融庁の特色を踏まえ、検査において、経営の問題点を金融機関等に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局等と緊密な連携を維持する。

(4) 検査マニュアルの整備、研修の充実等

金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルの整備に続き、証券検査マニュアルの策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応したマニュアルの整備・充実に努める。

また、研修の充実、民間の専門家の登用、海外当局との人材交流等により、検査の専門性の向上を図る。

4. 公正で信頼性の高い検査の実施

(1) 意見申出制度の本格的実施

立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分に議論を尽くすとともに、これを促すため、検査官と金融機関等との間に意見相違が生じた場合に、金融機関等から意見の申し出ができる制度を本格的に実施し、検査の公正性・透明性の向上に努める。

(2) 検査指導官の活用

検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、指導の強化を図ることにより、検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努める。

(検査部総務課)

「保険会社に係る検査マニュアル」通達の発出について

金融監督庁では、検査官が保険会社を検査する際の手引書（マニュアル）を整備するため、昨年11月、検査部内に「保険検査マニュアル・ワーキング・グループ」を設置し、検討を重ねてきた。本年4月、その成果を「保険会社に係る検査マニュアル（案）」として公表するとともにパブリック・コメントに付した。その後、寄せられた御意見等をも踏まえ、更に当該ワーキング・グループにおいて検討を行った上で、「保険会社に係る検査マニュアル」を策定し、通達として各検査官及び各財務（支）局宛に発出した。

1. 目的

保険会社に係る検査マニュアルを整備・公表することにより、金融監督庁の検査監督機能の一層の向上を図るとともに、保険会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する。

2. 基本的考え方

本検査マニュアル案の策定に当たっては、保険検査は保険会社自身における業務の健全性及び適切性の確保と、市場規律による監視を補強するためのものであるとの考え方を基本に、

自己管理型への転換（検査は、保険計理人を含む保険会社自身の内部管理と会計監査人等による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする）

リスク管理重視の検査への転換に重点を置いている。

また、グローバル・スタンダードを念頭に、保険監督者国際機構（IAIS）における議論等をも勘案している。

このような基本的考え方は、昨年策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」と同様であり、従ってチェックリストは預金等受入金融機関に係る検査マニュアルを基に、保険会社に特有の事項を踏まえ策定した。

3. 預金等受入金融機関に係る検査マニュアルとの主な相違点

全体の構成について、保険会社の特有の事項を踏まえた主な相違点は以下のとおり。

保険契約者等保護の観点から、法令等遵守態勢に「保険募集管理態勢確認用マニュアル」を加えた。

将来にわたる収支予測を基に、保険契約締結時に将来の収入保険料及び支払保険金等の額を確定させるといった保険契約の特殊性から、これらのリスクの管理状況を確認するため「保険引受リスク」を新設した。

保険会社は多様な手段を用いた資産運用を行っていること、運用期間が長期であること等から、「不動産投資リスク」及び「リバレッジ・マージン比率等に関する検査について」を新設するとともに、「市場関連リスク」、「信用リスク」及び「不動産投資リスク」の総論として「資産運用リスク」を設けた。

（注）生命保険会社と損害保険会社については、保険会社として必要な法令等遵守及びリスク管理態勢等は基本的に差異はないことから同一のマニュアルとし、必要に応じ書き分けた。

4. 対象範囲

本検査マニュアルは、本邦保険会社の海外拠点及び外国保険会社等（特定法人を含む）の在日拠点も含め、全ての保険会社に対する検査において用いるものである。

なお、募集人・代理店及び保険仲立人を検査する際にも本マニュアルを踏まえることとなる。

5. 適用時期

本マニュアルについては、本年7月以降実施する検査より適用する。なお、決算に係る事項については、通達発出以降最初の決算期である平成13年3月期から適用する。

（注）企業会計審議会の意見書に基づく金融商品の時価評価を保険会社に適用することについては、現在結論が出ていないため本マニュアルには盛り込んでいない。今後、結論が出た段階で所要の改正を行う予定。

（検査部審査課）

事務ガイドラインの一部改正について

証券会社の行為規制等に関する命令、証券会社に関する命令及び外国証券業者に関する命令の一部を改正する命令の施行等に伴い、証券取引法第45条ただし書の承認に基づく内部管理に関する業務の遂行における基本原則、承認にあたっての基本理念及び審査にあたっての留意事項等を追加するとともに、登録金融機関におけるマイクロフィルムによる帳簿の作成・保存等の事務処理に関する要件等を追加し、さらに関係証券会社と内部管理に関する業務の統合を行う銀行等に対する監督上の留意点、業務提供関係会社へ従属業務を委託する外国銀行支店に対する監督上の留意点を追加する。

○平成12年6月30日発表

○証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等関係

1. 証券会社の行為規制等に関する命令、証券会社に関する命令及び外国証券業者に関する命令（以下「行為規制命令等」という。）の一部を改正する命令が本日公布・施行されたことにより必要とされる監督上の留意事項、及び、その他事務運営上必要が生じたものについて、金融監督庁において、事務ガイドライン（「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」）を改正し、各財務局に通知した。

2. 改正内容

(1) 行為規制命令等の一部改正に伴う改正
証券取引法第45条ただし書の承認に基づく内部管理に関する業務の遂行における基本原則及び基本理念を定めるとともに、審査にあたっての内部管理に関する業務ごとの留意事項等を定める。

(2) 登録金融機関におけるマイクロフィルムによる帳簿作成・保存等事務運営に係る改正

登録金融機関におけるマイクロフィルムによる帳簿の作成・保存、コンピューターへの直接入力による注文伝票の作成、電子媒体による帳簿の保存等の事務処理に関する要件を定める。

（詳細については、ホームページを参照）

（監督部証券課）

○預金取扱い金融機関関係

1. 証券会社の行為規制等に関する命令、証券会社に関する命令及び外国証券業者に関する命令の一部を改正する命令の施行等において、銀行等と関係証券会社との業務の統合等について改正がなされることに対応し、銀行とその証券子会社等との間の関係について、以下のとおり事務ガイドラインを改正し、各財務局に通知した。

2. 改正内容

(1) 関係証券会社と業務の統合を行う銀行等に対する監督上の留意点に係る改正

銀行等が関係証券会社と内部管理に関する業務を統合する場合において、当該銀行等についての内部管理体制及び担当取締役等の管理責任を確保する観点から、当該銀行等に対する監督に当たっての留意事項及び手続きを定める。

(2) 業務提供関係会社へ従属業務を委託する外国銀行支店に対する監督上の留意点に係る改正

外国銀行支店が業務提供関係会社（いわゆるサービスカンパニー）に従属業務を委託する場合において、当該外国銀行支店の業務の健全性を確保する観点から、当該外国銀行支店に対する監督に当たっての留意事項及び手続きを定める。

（詳細については、ホームページを参照）

（監督部銀行第1課）

ティーディー証券会社東京支店に対する行政処分について

ティーディー証券東京支店に対する当庁検査の結果、同社は外国証券業者に関する法律に定める手続きを行うことなく証券業以外の複数の業務を行っており、また、証券外務員の登録を受けていない従業員に外務員の職務を行わせていた事実が認められた。このため、6月26日、同支店の全ての業務を1週間停止するとともに、監督上必要な事項を命じる行政処分を行った。

○平成12年6月26日発表

1. ティーディー証券会社東京支店に対する当庁検査の結果、以下の法令違反行為が認められた。
 - (1) 承認を受けることなく、また、届出も行わないまま、スワップ取引等の複数の証券業以外の業務をトロント・ドミニオン銀行東京支店の代理業務等として行っていた。
(外国証券業者に関する法律第14条第1項、旧外国証券業者に関する法律第17条第1項)
 - (2) 認可を受けることなく、有価証券店頭デリバティブ取引の媒介業務を行っていた。
(外国証券業者に関する法律第7条第1項)
 - (3) 外務員の資格を有せず登録も受けていない営業員に外務員の職務を行わせていた。
(外国証券業者に関する法律第32条)
2. 以上のことから、本日、ティーディー証券会社東京支店に対し、以下の行政処分を行った。
 - (1) 平成12年7月3日から同年7月7日までの間、東京支店の全ての業務の停止。
 - (2) 平成12年8月25日までの間、有価証券店頭デリバティブ取引の認可申請の禁止。
 - (3) トロント・ドミニオン銀行東京支店との間における業務運営の適正化。
 - (4) 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化。

(監督部証券課)

千代田火災海上保険株式会社に対する行政処分について

千代田火災海上保険株式会社については、団体傷害保険契約の締結にあたり、損害保険代理店と共同して、特定の者に対し被保険者を水増しする方法等により、保険業法第300条第1項第5号の規定に違反する保険料の割引を行ったことが確認された。このため、6月28日、同社に対し、保険業法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、行政処分を行った。

○平成12年6月28日発表

1. 保険業法第133条の規定に基づく処分内容
以下に掲げる業務(損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。)を平成12年7月10日から平成12年7月16日までの間停止すること。
(対象業務)
同社東京中央営業部における損害保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券の業務。

ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動継続による契約の更新を除く。
2. 保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容
 - (1) 役員、使用人及び損害保険代理店に対する法令等の遵守に係る教育・指導の強化をはじめ、法令等遵守体制の整備・充実を図ること。

(2) 団体傷害保険に係る保険契約の締結（変更・更改を含む。）及び保険募集について、契約内容の点検・確認体制を強化すること。

（注）本件契約の代理を行った損害保険代理店「サンコリック」は、損害保険代理店の登録を抹消済。

（監督部保険課）

三井ライフ損害保険株式会社及び三井生命保険相互会社に対する行政処分について

「集団扱に関する特約」を付帯した自動車保険、団体傷害保険及び団体割引を適用した所得補償保険の契約について、特定の者に対し法定書類（事業方法書）に定める契約条件（保険契約者等の対象範囲等）と異なる内容で契約を締結することにより、保険業法第300条第1項第5号の規定に違反する保険料の割引等を行ったことが確認された。このため、6月28日、同社に対し保険業法第132条第1項及び第133条の規定に基づき、行政処分を行った。

○平成12年6月28日発表

1. 三井ライフ損害保険株式会社に対する行政処分

(1) 保険業法第133条の規定に基づく処分内容

以下に掲げる業務（損害保険代理店及び他の保険会社に委託しているものを含む。）を平成12年7月10日から平成12年7月15日までの間停止すること。

（対象業務）

損害保険契約の締結及び保険募集並びに保証証券の業務。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動継続による契約の更新を除く。

(2) 保険業法第132条第1項の規定に基づく処分内容

役員、使用人及び損害保険代理店に対する法令等の遵守に係る教育・指導の徹底をはじめ、法令等遵守体制の整備・充実を図ること。

「集団扱に関する特約」を付帯した自動

車保険等に係る保険契約の締結（変更・更改を含む。）及び保険募集について、契約内容の点検・確認体制を確立すること。

2. 三井生命保険相互会社に対する行政処分

三井ライフ損害保険株式会社から委託を受けて行う損害保険業に係る代理代行業務において、法令等の遵守が不十分となっていることや、その業務遂行にあたっての体制の不備が確認された。このため、本日、同社に対し、保険業法第132条第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

代理代行業務に関し、役員、使用人及び損害保険代理店に対する法令等の遵守に係る教育・指導の徹底を図ること。

当該業務における保険契約申込書等の書類の点検・確認体制等の整備・充実を図ること。

（監督部保険課）

ガーバンインターナショナル証券会社 東京支店に対する行政処分について

ガーバンインターナショナル証券東京支店に対する証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の委託注文を取り次ぐことなく自己が相手方となって売買を成立させる取引が認められた。このため、6月29日、同支店の全ての業務を1週間停止するとともに、監督上必要な事項を命じる行政処分を行った。

○平成12年6月29日発表

1. 証券取引等監視委員会の検査の結果、ガーバンインターナショナル証券会社東京支店に以下の法令違反行為が認められたことから、行政処分を求める勧告が行われた。
(平成12年6月21日付)

向い呑み(証券取引法第39条)

当支店は、平成11年1月から同年12月までの間、多数回にわたり、多数の顧客から受託した有価証券の売買の委託注文について、自己が当該有価証券の売買の相手方となって取引を成立させた。

2. 以上のことから、本日、ガーバンインターナショナル証券会社東京支店に対し、以下の行政処分を行った。

- (1) 平成12年7月10日から同年7月14日までの間、全ての業務の停止。
- (2) 向い呑み行為によって得た売買益について、顧客との間において、その解消等を図るための具体的な方策の策定。
- (3) 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化。

(監督部証券課)

メリルリンチ証券会社東京支店に対する行政処分について

メリルリンチ証券東京支店に対する当庁検査の結果、同社は外国証券業者に関する法律に定める手続きを行うことなく証券業以外の業務を行っており、また、当支店の役員は届け出を行うことなく他の会社の取締役を兼ねていた事実が認められた。このため、6月30日、同支店の業務の一部(金銭の相互支払に関する取引業務)を1週間停止するとともに、監督上必要な事項を命じる行政処分を行った。

平成12年6月30日発表

1. メリルリンチ証券会社東京支店に対する当庁検査の結果、以下の法令違反行為が認められた。

- (1) 兼業承認を得ることなく、また、兼業に係る届出も行わないまま、金銭の相互支払に関する取引等の業務を行っていた。
(外国証券業者に関する法律第14条第1項、旧外国証券業者に関する法律第17条第1項)
- (2) 当支店に駐在する役員が、他の会社の取締役を兼ねていたが、その旨の届出がなさ

れていない。(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年法律第107号)附則第64条)

2. 以上のことから、本日、メリルリンチ証券会社東京支店に対し、以下の行政処分を行った。

- (1) 平成12年7月10日から同年7月14日までの間、金銭の相互支払に関する取引の業務の停止。

(2) 内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任

の所在の明確化。

(監督部証券課)

農中投信投資顧問(株)及び 農林中央金庫に対する行政処分について

農中投信投資顧問に対する当庁検査及び報告徴求の結果、利害関係人との間で通常と異なる条件で取引を行うなどの法令違反行為が認められたため、7月5日、同社に対し、一部業務停止を含む行政処分を行った。

また本件に関連し、農林中央金庫に対し業務改善命令を発出した。

○平成12年7月5日発表

1. 農中投信投資顧問(株)

(1) 農中投信投資顧問(株)に対する検査及び報告徴求の結果、以下の法令違反行為等が認められた。

自社で設定・運用していた単位型公社債投信(Nサウンド)に農林中央金庫の紹介により組み入れた債券について、事前の買戻しの約束に基づき実勢価格とかけ離れた価格によって利害関係人である農林中央金庫に売却するよう受託会社に指図した。(証券投資信託法(昭和26年法律第198号。平成10年法律第107号施行前のもの。)第17条第2項第4号に基づく証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令(昭和42年大蔵省令第60号。以下「省令」という。)第4条第1項第1号違反)

自ら募集を行った単位型公社債投信(Nサウンド)の受益証券について生じた受益者の損失の一部を補てんするために、投資信託で保有する私募有価証券について実勢価格とかけ離れた価格で第三者(農林中央金庫)に売却することにより、実質的に財産上の利益の提供を行った。(省令第4条第1項第7号違反)

一の信託財産(Nサウンド)について、私募有価証券等の流動性の乏しい資産の額の合計額が当該信託財産の純資産総額に百分の十を乗じて得られる額を超えることとなるにも関わらず、当該信託財産をもって私募有価証券等を取得することを受託会社に指図した。(省令第4条第1項第9号違反)

(2) 以上のことから、本日、農中投信投資顧問(株)に対して以下の処分を行った。

平成12年7月11日から8月21日までの間、新たな信託契約の締結禁止

内部管理体制の充実・強化、役職員の法令・諸規則の遵法精神の向上及び再発防止策の策定

2. 農林中央金庫

農林中央金庫に対する検査及び報告徴求の結果、1(1)に関連して、法令違反は認められないものの不適正な業務運営が認められた。

このため本日、農林中央金庫に対して、内部管理体制の強化等に資する業務改善計画の作成及び同計画の進捗状況の報告を命じた。

(監督部証券課)

金融審議会答申（ポイント）

－ 21世紀を支える金融の新しい枠組みについて－

金融審議会答申では、6月27日、金融サービスのルールに関する新しい枠組みについて、今後取り組むべき課題を明らかにし、その中で、金融分野における裁判外紛争処理制度の整備、及び消費者教育の推進についても検討の結果を示した。また、21世紀の我が国証券市場を支えるインフラ整備の在り方について、証券決済システム改革を中心に、その基本的な考え方を示した。

○平成12年6月27日発表

金融サービスのルールに関する新しい枠組みについて

1. 取組みの背景

従来の我が国金融法制は、業態別に縦割りの法体系となっており、利用者保護のための規制に不整合が生じやすく、また利用者の私法上の救済も不十分。また業者にとっても、業法の枠組みを超えた自由なイノベーションを阻害。

こうした問題を踏まえ、機能別・横断的なルール(いわゆる「日本版金融サービス法」)の整備が必要。

2. これまでの法整備

(1) 金融システム改革では、縦割りの法体系を残しつつも、業者の参入ルールの大幅な緩和を図るとともに、ルールの横断的な整備が進められた。

(2) 昨年末の金融審議会「中間整理(第二次)」を踏まえ、先の国会で、機能別・横断的な考え方に立って、幅広い金融商品を対象とする金融商品の販売・勧誘ルール及び、一般的な集団投資スキーム法制について、法整備が行われた。

3. ルールの実効性の確保と消費者教育

(1) 裁判外紛争処理制度の整備(注)6月9日にWG報告を公表

金融分野での苦情・紛争の簡易・迅速な解決を図るため、民事訴訟制度を補完する制度として、裁判外での紛争処理制度の整備を検討。

将来的には統一的・包括的な第三者型機関も視野に入れつつ、個別紛争処理における機関間連携の強化等、既存機関の運用面

での改善等を早急に実施することが重要。その着実な実施を担保するため、行政機関、消費者団体、業界団体等の参加する、「金融トラブル連絡調整協議会(仮称)」を設置する。

(2) 消費者教育の推進

今後、行政機関、消費者団体、業界等の参加する貯蓄広報中央委員会・都道府県貯蓄広報委員会のネットワークの活用や、インターネットの一層の活用など、消費者教育を体系的・効率的に実施することが必要。

4. 新しいルールの枠組みに向けた今後の取組み

(1) 基本的な考え方

「中間整理(第二次)」を踏まえた法整備(2(2))により、いわゆる「日本版金融サービス法」の中核部分を整備。

今後とも、21世紀の金融を支える新しいルールの枠組みとして、機能別・横断的な法制の整備・拡充は引き続き重要。

(2) 今後の課題

業者の説明義務と損害賠償責任を規定する「金融商品の販売等に関する法律」(民法の特則)の枠組みを活用し、利用者の私法上の救済を図る。不適切な勧誘への対応については同法を通じた業者の自主的な取組みを促し、取組み状況如何によっては更なる方策の検討。また、業者や市場参加者一般への行為規制については、各業法の整合的な整備や証券取引法の一層の活用により、横断的なルールの整備に努める。

こうした努力を積み重ねていくことにより、機能別・横断的な法制への移行を着実に進める。

21世紀の我が国証券市場を支えるインフラ整備の在り方について

我が国証券市場の利用者利便を向上させるとともに、取引の決済リスクの低減を通じて利用者保護の徹底や取引の円滑化を図るため、証券市場のインフラ整備が重要。こうした問題意識の下、先の国会で、証券取引所の株式会社化を可能とする法整備が行われた。

また、証券決済システムの抜本的な改革について検討。

(注) 6月16日にWG報告を公表

1. 証券決済システム改革の基本的な考え方

(1) 決済の効率化やコスト低減等のため、有価証券の種類や証券決済機関の担い手の如何にかかわらず適用される統一的な証券決済法制や、有価証券の無券面化法制の整備

が不可欠。

(2) 統一的証券決済法制に基づき、多様な有価証券を取り扱う証券決済機関を実現。

また、証券決済機関のガバナンス機能の充実や競争可能性の確保が重要。

(3) 事務の効率化や決済期間の短縮化のための電子化の推進や、決済リスクの低減のためのDVP(証券の引き渡しと資金の支払いとを相互に条件付け、同時履行を確保する仕組み)の実現が不可欠。

これらの改革へ向け、行政当局における早急な検討と、市場関係者の主体的な努力が不可欠。特に、翌日決済(T+1)を目指した決済期間の短縮化や、すべての証券取引におけるDVPは、速やかに実現させる必要。

(総務企画部企画課)

自動車損害賠償責任保険審議会答申

自動車損害賠償責任保険審議会(自賠審)では、昨年4月以来、政府再保険制度のあり方や保険料、保険金限度額の問題等、自賠責保険全般について幅広く議論を行ってきたが、そうした議論を踏まえ、6月27日、次のような答申を取りまとめた。

○平成12年6月27日発表

自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済を含む。以下「自賠責保険」という。)は、昭和30年の制度創設以来、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度として、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしてきた。

この間、交通事故は益々増加しており、交通事故被害者の救済の必要性は一層高まっているといえる。

また、制度創設から40年以上が経ち、その他の面でも、任意保険の普及など、自賠責保険を巡る環境は大きく変化している。

こうした点を踏まえれば、この際、自賠責保険制度自体あるいは制度の運用について、改めて見直しを行う必要がある。

このような認識の下、当審議会では、昨年4月から本年3月までの間、10回にわたり懇談会

を開催し、自賠責保険全般について、国民、交通事故被害者、自動車ユーザー等の視点に立って、幅広く議論を行った。

そうした議論も踏まえ、本年4月12日、金融監督庁長官から当審議会に対し「自動車損害賠償責任保険制度創設時より現在までの自動車交通を巡る環境の変化及び社会経済情勢の変化を踏まえ、自動車損害賠償責任保険全般のあり方について、貴審議会の意見を求める。」との諮問がなされた。

諮問を受け、当審議会では、更に7回にわたり審議会を開催したほか、自賠責保険関連施設への視察も行うなど、精力的に議論を行ってきた。

その結果、当審議会は、以下のような結論に達した。

政府においては、本答申の指摘を踏まえ、今後速やかに、具体的な制度改正等に向けた検討を行うよう強く要請する。

1. 基本認識

(1) 自賠責保険は、昭和30年の制度創設以来、「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度」（自動車損害賠償保障法第1条）として、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしてきた。

(2) 我が国における交通事故の状況をみると、急速なモータリゼーションの進展等を背景に昭和20年代後半から40年代半ばにかけて急激に増加した交通事故件数及び死傷者数は、各般の交通安全対策の実施等を背景に昭和50年代前半にかけて大きく減少したが、その後再び増加に転じ、近年も一貫して増加傾向にある。その結果、平成11年の死傷者数は約106万人にも上っている。

また、その内訳をみると、死者数こそ減少傾向にあるものの、負傷者数は増加しており、特に救急医療技術の発達等を背景に重度の後遺障害者が急激に増加している。このように、交通事故の被害の態様も変化してきている。

こうした状況を踏まえれば、交通事故被害者の救済の必要性は一層高まっており、また、被害の実態に応じた救済が必要である。

また、交通事故被害者の救済という自賠責保険の趣旨を踏まえれば、制度そのものにとどまらず、制度の運用の面においても被害者保護等の観点から改善すべき点がないか検討する必要がある。

(3) 交通事故において加害者が負う損害賠償責任は、加害者が自己の責任において果たすべきものであり、そうした自己責任原則の下、現在では殆どのドライバーは任意保険に加入している。また、自由競争の下、保険会社にとって、契約者及び被害者に行き届いたサービスを提供することは極めて重要であり、そのような競争の結果、任意保険の補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者の救済にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、一方で、被害者が保険契

約の当事者となっていない賠償責任保険契約では、加害者の自己責任原則の徹底及び自由競争に委ねるだけでは被害者保護という目的は十分に達成されないという面があり、また、現に事故が発生した場合に賠償を行う十分な資力を有していないにもかかわらず任意保険に加入していないドライバーがいるのも事実である。

こうしたことから、我が国の自動車保険は、強制保険で基本補償たる性格を有する自賠責保険と任意保険のいわゆる「二本建て制度」となっており、今後とも、その両者が相互に補完しあって機能していくことが求められる。

(4) また、誰もが交通事故の当事者となりかねない現代の自動車交通社会の下では、交通事故の問題を考える場合には、自己責任原則を基本としつつも、全ての自動車に自賠責保険の加入を義務付けているように、被害者の苦しみを軽減するための費用を、社会全体がバランスよく負担するという視点も必要である。

(5) もとより交通事故の防止や交通事故被害者の救済は自賠責保険のみによって達成できるものではなく、総合的な交通安全対策や社会保障施策の推進によって達成されるものである。また、社会保障施策等の内容、対象とする領域は時代によって変化する。そうした中で自賠責保険が果たすべき役割を検討する必要がある。

(6) 更に、制度創設から40年以上が経ち、上記の他にも、自賠責保険を巡る環境は、大きく変化してきている。また、自賠責保険のあり方を考えるに当たり、行政改革や官民の役割分担という視点も重要である。

(7) また、自動車ユーザーの立場からの、保険制度の合理化・効率化による保険料負担軽減のニーズに応えることも必要である。

(8) 以上の点を踏まえれば、今後の自賠責保険のあり方を考える際には、交通事故被害者の救済の必要性が増大している点を踏まえつつ、交通事故被害者の救済を図る上で自賠責保険がどのような役割を果たすべきか、また、そのためにどのような制度や運用の見直しが必要かを、今日的な視点に立って検討し、時代の要請に即応した、より合理的な制度としていくことが必要である。

2. 保険給付の見直し

- (1) 我が国の自動車保険は、自賠責保険と任意保険のいわゆる二本建て制度となっている。

我が国では、自動車を運行の用に供するためには、自賠責保険に加入することが義務付けられており、そうした、自動車を運行するための必要条件である自賠責保険は、基本補償として、全ての車種、契約者に同一の担保内容となっている。また、自賠責保険の保険金の支払いは定型・定額的な支払基準に基づいて行われる。

一方、任意保険では、契約者が担保内容や各種サービスを任意に選択することが可能であり、現在では殆どのドライバーが任意保険に加入しており、また、任意対人賠償保険では加入者の90%以上が保険金額無制限となっている。

このように、我が国の自動車保険は、それぞれ異なった性格を有する自賠責保険と任意保険が相互に補完しあって機能している。

- (2) 自賠責保険の保険金限度額は、従来から、任意保険の普及状況等を踏まえる一方で、加害者が任意保険未加入の場合でも基本補償を確保するという観点を踏まえて改定されてきており、現在、死亡 3,000万円、傷害 120万円、後遺障害は等級に応じ 3,000万円（第 1級）～75万円（第14級）となっている。保険金限度額については、以下に掲げる、重度の後遺障害者に対する介護費用の支給の他は、現行の水準が適当である。
- (3) 近年、救急医療技術の発達等を背景に交通事故による重度の後遺障害者が急増しており、そうした被害者の多くは、介護に多額の費用を要するため、死亡した場合よりも賠償額は多額となっている。

また、交通事故被害者は若年層が多いが、本年より施行された介護保険制度の下では、交通事故によって介護を要する状態になった者は、65歳以上の場合は保険給付の対象となるが、65歳未満の場合には給付の対象とならない。

- (4) 現在、自賠責保険では、後遺障害者に対しては、逸失利益、慰謝料、治療費は保険金として支払うものの、介護に要する費用は保険金支払いの対象外とされ、後遺障害

者に対する介護に係る支援は、主として運用益を活用した事業によって行われている。

しかしながら、上記のような重度の後遺障害者の状況を踏まえれば、今後は介護に要する費用を保険金としても支払いの対象とすべきである。

また、その際には、介護を要する重度の後遺障害者に対し、逸失利益等については現行の保険金限度額を適用した上で、それとは別枠で介護に要する費用を支給することとし、それに係る限度額を設定すべきである。

- (5) また、その際、支給対象者の範囲（常時介護を要する者だけとするのか、随時介護を要する者も対象に含めるのか）、保険金限度額の水準について、労災保険の給付の状況、都道府県等が支給している介護費用等との関係等を踏まえて、早急に検討する必要がある。

3. 保険金支払いの適正化のための措置

- (1) 自賠責保険では、損害調査を迅速に行うとともに被害者保護に欠けることのないよう、過失相殺を厳格に適用せず、被害者の過失が70%未満の場合には保険金を全額支払い、また加害者側に僅かでも過失があれば保険金の50%を支払うという形で、被害者に有利になるよう過失相殺を緩和する運用がなされている。また、公平・迅速な支払いのため定型・定額的な保険金支払いが行われている。こうした点も含め、年間 100万件を超える自賠責保険の支払いは総じて適切になされている。
- (2) しかしながら、保険金の支払いに関しトラブル等があるのも事実であり、被害者保護の充実の観点から、保険金の支払いが支払基準に則って正しく行われているか、事故原因の把握やそれに基づく過失割合の認定後遺障害等級の認定等が適切に実施されているかといった面から、保険金支払いの一層の適正化のため制度の充実等を図る必要がある。
- (3) 自賠責保険の支払いについては、全ての保険金支払いについて、保険会社や自動車保険料率算定会（以下「自算会」という。）が支払基準に則って適正に支払いがなされているかチェックを行っているが、更に、

それに加え、再保険金の支払いを通じて、行政によっても、二重のチェックが行われている。

これについては、保険会社や自算会のチェック能力や、事務負担の軽減という観点を踏まえれば、行政による支払い全件にわたるチェックは最早廃止すべきである。

他方、死亡や重度の後遺障害に係る事案等一定のものについては、引き続き行政によるチェックを行うべきである。

- (4) 損害調査に当たって、まず、事故現場の状況を的確に把握することが重要である。事故現場の状況は、第一義的には警察等によって調査されることとなり、警察等において的確に事故の状況が把握されることがまずもって重要である。これに加え、自算会等も、極力、事故現場の状況を的確な把握に努める必要がある。

また、損害調査に当たり、自算会は、例えば被害者が死亡して加害者側の証言の他に証拠がないような場合等に、加害者側の証言のみによって被害者に不利な判定はしないこととしているが、今後ともその方針を堅持するとともに、被害者の立場に十分配慮した損害調査を実施していく必要がある。

- (5) 自賠償保険の有無責の認定及び後遺障害の等級認定に万全を期すため、平成10年から、死亡事故や傷害事故で被害者が事故状況の説明が出来ない場合で、保険金が支払われないか減額される可能性がある事案や、後遺障害の等級認定に対して異議申立てがあった事案を審査するため、自算会に弁護士、医師、自算会職員からなる「審査会」が設置され、また、「審査会」の判定に異議申立てがあった場合には弁護士、学識経験者、医師がメンバーとなり、中立性に配慮して自算会職員は委員に加わらない「再審査会」により再審査する制度が設けられた。

この「審査会」、「再審査会」によって、有無責の判定、後遺障害の等級認定の適切性や透明性は大きく向上した。

ただし、これらについては、対象となる事案が限られている、保険会社を通じてしか異議申立てが出来ない、被害者が直接審査内容の説明を受けられないといった問題

点も指摘されており、改善を図るべきである。

- (6) また、任意保険も含めた交通事故に係る当事者間の見解の相違や賠償金額等を巡る種々の紛争を処理する機関として、(財)交通事故紛争処理センターや(財)日弁連交通事故相談センターにおいて、弁護士等が中立的な立場から、無料法律相談や示談の斡旋、調停等を行っている。

これらの機関は、年間数万件にのぼる相談受付、斡旋等を行っており全体として紛争の解決に有効に機能している。

ただし、これらの機関については、相談を行う拠点数や弁護士等の数が必ずしも十分でない、その存在が一般の人々に十分に周知されていない、といった問題点も指摘されており、今後、そうした点の充実について、当該機関等に要望したい。

また、そうした機関の運営に要する費用は、自賠償保険・再保険の運用益から拠出されているが、今後、運用益を活用した事業に係る後述のような見直しを行う中で、その増額を図っていくとともに、保険会社等においても、保険契約者や被害者に対して、そうした機関の一層の周知を図る等、必要な協力をしていくべきである。

- (7) 一方、自賠償保険の支払いに関し、事故の状況の調査、紛争に係る斡旋、調停、仲裁等を行う機関を行政府内に設置するという案も検討した。

これについては、被害者の立場に立って、保険金の支払いの適正化をどのように充実させるかという観点、自賠償保険の持つ公的な性格をどう考えるか、司法制度との関係や民・民の紛争に行政が介入することの妥当性といった観点等を踏まえ、なお、十分な検討が必要である。

また、「再審査会」の機能を新たに民間に設立する機関に担わせ、独立性を高めるべきとの案についても、交通事故紛争処理センター等との関係や、新たな機関を設置するメリットが実際にどの位あるのかといった点も含め、なお、十分な検討が必要である。

- (8) 示談代行制度は、損害調査に係る専門的な内容の当事者への説明、交渉の迅速な解決といった点で、全体としてみれば有効に

機能している。

しかしながら、示談を行う際に加害者が道義的な責任を果たさないケースや、示談提示額が低く抑えられているケースがあるとの指摘もあり、各保険会社においては、そうした問題が起きないように、運用の改善に努める必要がある。

- (9) 保険金の支払いについては、請求から支払いまでの期間の短縮等により、かなり迅速になされているが、被害者あるいは医療機関等から一層の改善を求める声もあり、仮渡金制度の活用等も含め、引き続き支払いの迅速化に努めるべきである。

4．政府保障事業の維持・見直し

- (1) 政府保障事業は、いわゆる轢き逃げ事故や無保険車による事故の被害者の救済を図る上で、重要な役割を果たしており、今後とも引き続き実施すべきである。
- (2) 自賠責保険では過失相殺を緩和し被害者に有利な運用をしているが、政府保障事業では厳格な過失相殺が適用されている。被害者間の公平性の確保という観点から、そのあり方の見直しについて検討すべきである。

5．政府再保険制度の廃止

- (1) 自賠責保険では、保険会社は保険料の60%を政府の再保険に付すとともに、保険金の60%を政府の再保険から支出するという、政府再保険制度が採られている。この政府再保険制度は、被害者保護の観点から保険金の支払いに国が関与することが適切、危険の一部を国が負担することが適切、という理由から創設された。

上記の点については、被害者保護の観点から引き続き国が保険金の支払いに関与する必要があるとしても、それは再保険という形を通じて行う必要はなく、別の形で保険金支払いの適正化のための措置の充実を図ることが可能であると考えられる。

また、保険会社の担保力が向上してきていること等を踏まえれば、上記の観点から政府が再保険をする必要はないと考えられる。

- (2) 平成12年 3月31日の閣議決定で「自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止につ

いては、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向性を確認した上で行う」こととされており、本答申の指摘を踏まえ、被害者保護の充実等を前提に、政府再保険の廃止について速やかに具体的制度設計を進めるべきである。

6．運用益活用事業の見直し

- (1) 交通事故の状況が深刻化する中、交通事故防止対策、被害者救済対策等の事業自体の重要性は一層高まっていると考えられ、そうした中、自賠責保険・再保険の運用益を活用して行っている事業は、総合的な交通安全対策や社会保障政策等の中で一定の役割を果たしている。

しかしながら、一方で、これらの事業は、本来、総合的な交通安全対策や社会保障政策等の一環として行われるべきものであり、損害賠償責任保険という自賠責保険の趣旨及び枠組みを前提に考えれば、これを自賠責保険の保険料を原資として行うことは適当ではないという考え方もあるところである。

こうした点を踏まえれば、現在、運用益を活用して行っている各事業については、特別会計分、保険会社分の事業の全般にわたって幅広く見直しを行い、自賠責保険を補完するものとして自賠責保険の体系の中で行うことが適当かどうか検討し、その上で必要な事業は実施するとともに、その他の事業については事業の廃止、縮減等を行う必要がある。

- (2) 現在、特別会計では、自動車事故対策センターによる自動車アセスメント、運転者に対する適性診断、療護センターの設置・運営等の事業、各種の自動車事故対策費の補助等を実施している。

これらの事業に関しては、既存事業を中心に目標を定めた効率化、適正化に努め、必要な事業については充実を図ると共に、その他の事業については廃止・縮減を行っていく必要がある。

また、新規の事業についても政策目標の

策定、政策効果の測定を明確な形で実施することが必要である。

適性診断等の事故防止対策については、受益者負担の拡大を図りつつ、事故防止の効果の高い分野に重点を置いて実施する等の見直しを図る必要がある。また、療護センターについては、交通事故で重度の後遺障害に陥った被害者の救済に役割を果たしているが、今後は、現在計画している増床を進めるとともに、短期入院制度や在宅介護の支援を実施する一方、効率的な経営の推進等に努める必要がある。

保険会社の運用益を活用して行っている事業の支出総額は、近年、縮減されているが、今後とも、事業の重要性等を常に厳しく見直し、必要な事業について充実を図るとともに、その他の事業について廃止・縮減を行っていく必要がある。

そうした中で、日弁連交通事故相談センターや交通事故紛争処理センターへの支出等については、前述のとおり、より充実を図っていくべきである。

また、民間医療機関の医師等に対する自賠責保険の制度や運用等に関する研修の実施や短期入院についての協力医療機関の制度の普及のための支出、交通事故による脳損傷等に関連する研究への助成の充実等も検討すべきである。

なお、各事業の実施に当たっては、政府が行っている他の交通安全施策等との調整、特別会計分、保険会社分、共済分の事業相互間の調整等に配慮すべきである。

- (3) 現在、再保険の運用益を活用して行っている事業のうち、今後とも自賠責保険の体系の中で行うことが適当と認められる事業の政府再保険廃止後の財源については、広く国民等の理解を得て、賦課金等といった新たな安定的な財源を検討すべきである。
- (4) 現在、特別会計の事業は特別会計予算として財政当局との調整を経た上で国会での審議・議決によって、支出内容、金額が決定されている。

一方、保険会社の運用益の用途に関する基本的な考え方は省令に規定されており、また各年度の具体的な支出内容は、(社)日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)が「自賠責保険運用益使途選定委員

会」の審議を経て決定している。

今後は特別会計分、保険会社分とも、その用途をより明確にするとともに、決定プロセスの透明性を高める観点から、当審議会でも十分議論を行うようにすべきである。

7. 保険料

(1) 純保険料

自賠責保険の保険料は「ノーロス・ノープロフィット原則」の下、保険金支払いのための必要最低限の水準とすることが基本であり、また、強制保険という性格も踏まえれば、保険料水準は極力抑制することが必要である。

ただし、交通事故の発生を正確に見通すのは困難なこと、円滑な保険金支払いのため一定の余裕資金が必要なことから、ある程度の収支差や運用益の発生は不可避である。こうしたことから、従来、保険料の水準は、数年毎に、将来の保険金支払いの見通しをベースに、その時点での累積運用益を中期的に保険料に還元し、保険料改定後に発生する運用益は将来の収支の改善のために留保するという形で設定してきた。

こうした従来からの保険料設定方式は、保険料の急激な変化を避け、契約年度の異なる契約者の間の公平性を確保する観点から、基本的に妥当であると考えられる。

現行の保険料は、平成9年に、その時点での保険金支払いの見通しをベースに、当時の累積収支黒字・累積運用益を中期的に保険料に還元することとして設定したもので、現在の保険料は、単年度の保険料収入が保険金支払い額を下回る「赤字料率」となっている。

しかし、前回の保険料改定後の保険収支の推移をみると、当時の見通しに比して損害率が良好に推移しており、保険金の支払いは見通しを下回って推移している。また、その結果、累積運用益は平成10年度末時点で約1兆8,253億円(損保会社分2,383億円、特別会計分1兆5,871億円、契約年度ベース)となっている。従って、こうした損害率の低下を保険料水準に反映させ保険料の引下げを検討す

べきである。

ただし、上述のとおり、現在の保険料は赤字料率となっており、将来、累積運用益の還元後は基本的に単年度で収支をバランスさせなくてはならないことを踏まえれば、現段階での大幅な保険料の引下げは将来、大幅な保険料の引上げをもたらすこととなると考えられるため、避けることが望ましい。

また、現在ある累積運用益については、従来からの保険料及び累積運用益に関する考え方を踏まえ今後の保険料水準の抑制のために用いることが基本であるが、現在の被害者救済対策が必ずしも十分でない点も踏まえれば、被害者救済対策の充実に充てること等も考えるべきである。

当面の保険料の具体的な水準については、上記の点を踏まえた上で検討すべきである。

なお、政府再保険廃止後は保険料の全額を保険会社が運用するようになることを踏まえ、運用の安全性や運用コストの抑制及び効率性の追求のための措置等を通じた運用収益の確保に努める必要がある。

保険料の水準は交通事故の発生状況に応じて決まるものであるが、現在は、多額の累積運用益の存在が、事故の発生と保険料の関係を分かりにくくしている。

今後は、多額の運用益が積み上がるようなことのないよう努めるとともに、保険料水準の設定の考え方等について、より分かりやすい説明に努める必要がある。

(2) 付加保険料

付加保険料については、現在、「ノーロス・ノープロフィット原則」の下、保険会社等が実際に要した費用に見合う額を保険料として徴収するという方式をとっており、この考え方は今後とも維持すべきである。

現在の「経費計算基準」は、策定後10年以上経っており、「ノーロス・ノープロフィット原則」を真に貫徹させる観点から、保険会社等の事務処理の変化を踏まえた見直しを行う必要がある。

また、政府再保険の廃止を契機に、各種の事務の簡素化・合理化を行い、付加

保険料の引下げに努める必要がある。

更に、付加保険料についても、受領した保険料と保険会社や自算会が実際に要した費用の差額は積立金として留保されており、これも、今後の保険料の引下げのために還元すべきである。

なお、各保険会社は、自賠償保険の付加保険料の収支について、現在も他の保険種目と区分して経理しているが、今後、そうした経理をより一層明確にし、付加保険料収支に係る透明性を高めるべきである。

8. 無責事故等への対応について

(1) 自賠償保険の支払いの対象とならない、いわゆる加害者無責事故や自損事故について、脇道からの飛び出しといった不測の要因があった場合等、必ずしも過失割合のみをもって保険金を支払わないことが適当ではない場合や、そもそも有無責の判定自体が困難な場合もあり、そうした事故の被害者にも何らかの補償を行うべきではないかとの考え方がある。

(2) こうした考え方については、加害者側に全く非がない事故まで保障の対象とすることは、加害者側に非がある場合にその賠償責任を保障するという自賠償保険の趣旨にそぐわない点、自動車の運行には種々のリスクがつきものであるが、そうしたリスクは任意保険に加入する等自助努力によって対応すべきではないかといった考え方、また任意保険の補償範囲も近年多様化してきている点等も踏まえ十分に検討すべきである。

(3) なお、死亡事故の場合等、事故現場の状況が正確に把握できないケースもあるが、こうした事案については、事故状況の確かな把握に努めるとともに、被害者の証言が得られないような場合に、加害者側の証言のみによって被害者に不利な判定はしないこと等により適切に対応する必要がある。

9. その他

(1) 医療費支払の適正化

従来より、自賠償保険の医療費支払いの適正化を図るため、自算会、損保協会、日本医師会の協力の下に、診療報酬基準案を

作成し、その普及に努めてきているところである。本基準案については、相当程度普及してきているが、依然未実施の府県もある。医療費支払いの一層の適正化を図るため、引き続き関係者の協力を得ながらその浸透に努めるべきである。

(2) 追加保険料

自賠責保険の追加保険料制度については、全体の事故件数に占める割合が少ない一方で、実際に事故抑制効果がどの程度あるか疑問もあるところである。また、任意自動車保険におけるメリット・デメリット制の普及等により自動車保険全体でみれば事故の発生を抑制する仕組みは形成されているとも考えられる。こうした点を踏まえれば、追加保険料制度については、制度の廃止も含め、そのあり方の見直しを検討すべきである。

(3) 後遺障害等級表

現在の後遺障害等級表は、必ずしも交通事故被害者の実態に合致しておらず、被害者の実態をよりの確に表現するよう、その見直しを検討すべきである。

また、当面、現行の後遺障害等級表をもとに等級認定を行う場合でも運用面で、被害の状況に応じた適切な対応をする必要がある。

ことに、高次脳機能障害については、現在も、事故との因果関係が肯定できれば等級認定をしているところであるが、今後、早急に、自賠責制度上の後遺障害としてよりの確に認知し、保険金支払いの対象とするための認定システムを構築すべきである。

10. 実施時期等

政府においては、以上の考え方を踏まえ、早期に具体的な制度改正等を行うよう、検討を進めるべきである。

(監督部保険課)

「協同組織金融機関の資本増強についての基本的考え方」について

協同組織金融機関は、今後とも相互扶助組織という特質を活かしつつ、その機能を最大限発揮していくことが期待される。こうした点を踏まえ、資本増強の具体的な審査に当たっては、協同組織金融機関の実態に即したものにするとともに、公的資金の毀損を回避する観点から、その基本的考え方を示すものである。

○平成12年6月29日発表

協同組織金融機関は、会員・組合員の相互扶助組織という性格を有しつつ、中小零細企業向け金融等を通じて地域経済にとって重要な役割を果たしてきている。これらの金融機関は、銀行と比較して規模が小さい等客観的に見て経営基盤が脆弱であるものも少なくないが、今後とも相互扶助組織という特質を活かしつつ、その機能を最大限発揮していくことが期待される。こうした点を踏まえ、資本増強の具体的な審査に当たっては、協同組織金融機関の実態に即したものにするとともに公的資金の毀損を回避する観点から、以下のような考え方によるものとする。

・原則

- (1) 協同組織金融機関への資本増強は、個別金融機関の救済ではなく、中小零細企業向け金融等の円滑化、地域経済の活性化を通じて、金融システム全体をより強固なものとするを目的とする。
- (2) 資本増強を契機として協同組織金融機関の実態に応じた再編が行われることにより、金融システムの効率化が図られることを期待する。
- (3) 協同組織金融機関については、単位組織間の相互扶助の仲立ちや単位組織の機能の補完の面で全国連合会等の果たす役割が大

きく、これらの機関による増資等への協力や支援を期待する。

・審査に当たっての考え方

- (1) 存続可能性の要件や申請時の自己資本の区分の判定に当たっては、金融再生委員会告示にしたがって適切な引当て等が行われていることを検査結果等を踏まえて確認する。
- (2) 相互扶助組織であるという性格に鑑みて員外貸出の状況、融資が特定先に偏っていないか、会員・組合員等の自助努力による自力調達が行われているかどうかを考慮する。特に過少資本以下の自己資本の区分に属する金融機関については、こうした自助努力が十分に行われていることを前提とする。
- (3) 次のような場合には、資本増強の規模や条件について優遇を行う。

その地域における当該協同組織金融機関の存在の重要性や地元による支援の状況に鑑みて、その存続が地域経済にとって必要であると認められ、資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合

資本増強を契機とした再編が行われる場合で、当該再編が地域の金融システムを強固なものにするため必要であると認められ、資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合

- (4) 経営健全化計画の内容については、収益性の向上により、投下資本の回収が確実となるものとする。

なお、計画の記載内容については、協同組織金融機関の実態に応じたものとする。

・引受け条件等

- (1) 資本増強に当たっては、不良債権処理の原資といった観点から劣後ローンより、資本勘定となる優先出資を基本とする。
- (2) 優先出資の配当率等の決定は、以下の考え方によるものとする。

ペイオフ解禁に向けて更に強固な金融システムの構築が行われた状態をベースとした配当率等の水準とする。

協同組織金融機関の法的性格及び中小零細企業向け金融等に果たしている役割に鑑み、配当率等の水準に配慮する。

個別の協同組織金融機関について、経営健全化計画における不良債権の処理、業務再構築等による将来の財務内容・経営内容の改善の見込みに応じ、その信用リスクの低下を配当率等に反映させるものとする。

個別の協同組織金融機関について、地域経済の活性化への貢献度を評価した上で、配当率等に反映させる。

・フォローアップ

資本増強を行った協同組織金融機関については、適切な検査・監督によりその健全性を確保するほか、年1回の決算期毎に、経営健全化計画の履行状況について早期健全化法第5条第4項に基づき報告を求め、これを公表する。

また銀行の場合と同様、金融庁による四半期毎の定性的ヒアリングを行うこととする。

・その他

資本増強に当たっては、上記のほか、優先出資等の引受けの時期は決算期末に限定せず、申請があれば迅速に対応するなど、基本的には「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」と同様の考え方によることとする。

(金融再生委員会事務局金融危機管理課)

東京相和銀行の譲渡先の選定について

東京相和銀行の譲渡先選定については、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること等から、米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって今後組成される（仮称）「日本さわやかパートナーズ社」が創設する銀行持株会社傘下の新設銀行子会社に同行の営業譲渡を行うことが適当であるとの見解が示され、金融再生委員会においてもその見解を基本的に了承したものである。

○平成12年6月27日発表（金融再生委員長談話）

1. 東京相和銀行の譲渡先選定については、これまで同行の金融整理管財人により鋭意作業・検討が進められてきたところであり、金融再生委員会としては、その状況について金融整理管財人より逐次報告を受けてきた。
2. そして、本日の金融再生委員会において、金融整理管財人より、同行の譲渡候補先の提示条件等を比較・検討した結果、公的負担の極小化に資すること、善意かつ健全な債務者への与信の維持継続が図られること、経営体制や事業計画に新規性が認められること等から、米国のアジア・リカバリー・ファンドが中心となって今後組成される（仮称）「日本さわやかパートナーズ社」が創設する銀行持株会社傘下の新設銀行子会社の一つに同行の営業譲渡を行うことが最も適当であるとの見解が示され、当委員会においてもその見解を基本的に了承した。これを受けて、本日、東京相和銀行と同ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されたところである。
3. 当委員会としては、これまでの金融整理管財人の方々の御努力に敬意を表するとともに、その労を多としたい。
4. 今後は、本年9月末までを目途に最終的な営業譲渡契約を締結するべく、金融整理管財人と同ファンドの間で、さらに協議が進められていくこととなるが、金融整理管財人には引き続き東京相和銀行の早期譲渡の実現に向けて御尽力いただくようお願いしたい。
当委員会としても、営業譲渡契約の締結が極力早期に、かつ、適切に行われるよう、今後とも金融整理管財人を最大限支援してまいる所存である。
5. なお、既に同ファンドとの間で営業譲渡に係る基本合意書が締結されている幸福銀行については、同ファンドが中心となって組成する（仮称）「関西さわやかパートナーズ社」の下に新たに設立される銀行に営業譲渡を行うことを予定していたが、今般の東京相和銀行の譲渡先の決定に伴い、（仮称）「日本さわやかパートナーズ社」が設立する上記の銀行持株会社傘下の別の新設銀行子会社に営業譲渡を行う枠組みとなる。

平成12年6月27日

東京相和銀行営業譲渡先の選定について

東京相和銀行
金融整理管財人

1. 営業譲渡先選定の経緯

（平成11年）

6月12日 東京相和銀行に対し、管理を命ずる処分発令。金融整理管財人選任。

（平成12年）

～1月 金融整理管財人より、国内外を問わず、受け皿となる可能性のある先に幅広く接触。

- 上記接触先の中から引受興味先と守秘義務契約を締結、詳細資料を先方に提供。
- ～2月 候補先からの事業計画の提示、検討。
 - ～5月 候補先によるデューデリジェンスの実施。
候補先による価格条件、事業計画等の提示、検討。
- 6月27日 米国デラウェア州に本拠を持ち、米国ロスチャイルド社と提携関係にある投資ファンド Asia Recovery Fund L.P.と基本合意書締結。

2. 選定に当たって重視したポイント

- (1) 公的負担の極小化
- (2) 預金者及び善意かつ健全な債務者の保護等、金融安定化等への貢献
- (3) 選定手続きの公平性、透明性

3. 基本合意の骨子

Asia Recovery Fund L.P.は、米国大手年金基金等の他の共同出資者と共に、東京相和銀行および幸銀行の譲受けのための特別目的ファンド（仮称日本さわやかパートナーズ）を設立し、この特別目的ファンドが銀行持株会社を通じて、東京相和銀行と幸銀行の受け皿となる新法人を2つ設立、各々の新法人をして銀行免許を申請させる。

新銀行は再生法の趣旨に則り、善意かつ健全な借手との取引を維持し、中長期的に業務の運営を図るものとする。

営業譲渡契約の締結時期は9月末を目処、営業譲渡日は来年3月末を目処。

与信資産のうち、受け皿が引継ぐ資産は、金融整理管財人が善意かつ健全と認めた債務者への与信全額10,049億円、また、RCCに譲渡される額は8,191億円（いずれも11/12末現在残高）。なお、債務者の状況の変化等により、営業譲渡日までの間に修正されることがある。

預金（11/12末現在残高11,668億円）等の負債については全て引継がれる。

受け皿となる新銀行は、営業譲受の前提として、預金保険機構に預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込む。

その他詳細については、今後両者協議の上決定する。

4. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|------------|
| 6月27日 | 基本合意書の締結 |
| 9月末日を目処 | 営業譲渡契約書の締結 |
| 来年3月末日を目処 | 営業譲渡 |

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

日本債券信用銀行の譲渡に係る最終契約書の締結について

日債銀の譲渡交渉については、本年2月24日の覚書締結以降、ソフトバンクグループと金融再生委員会及び預金保険機構との間で鋭意協議、検討が進められた結果、6月6日の基本合意書の締結を経て、6月30日、日債銀譲渡にかかる最終計画書となる株式売買契約書が締結された。

○平成12年6月30日発表（金融再生委員長談話）

1. 日本債券信用銀行（日債銀）の譲渡交渉については、本年2月24日の覚書の締結以降、6月6日の基本合意書の締結を経て、ソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループ（ソフトバンク・グループ）と金融再生委員会及び預金保険機構との間で鋭意、協議、検討が進められてきた。
2. その結果を踏まえ、本日、金融再生委員会は、ソフトバンク・グループ、預金保険機構及び日債銀の間で同行の譲渡に係る最終契約書を締結することを承認し、これを受けて、ソフトバンク・グループ主要各社の代表者と預金保険機構の松田理事長並びに日債銀の藤井頭取の間で、最終契約書が調印・締結される運びとなった。
3. 今後、金融再生法の規定に従い、預金保険機構により日債銀に対する金銭贈与、損失の補てんや同行の資産買取等の所要の措置が講じられ、8月1日に預金保険機構が所有している日債銀の普通株式がソフトバンク・グループに譲渡される予定となっている。
4. 日本長期信用銀行（旧称）の譲渡に続き日債銀の譲渡について確たる見通しが立てられる状況に至り、特別公的管理銀行2行の管理を終了する運びとなったことは、我が国金融システムの安定及びその再生により一層資するものと考えている。

日債銀譲渡に係る最終契約書の骨子

平成12年6月30日

1. 本最終契約書の基本的性格等

預金保険機構（以下、「機構」という）、株式会社日本債券信用銀行（以下、「日債銀」という）並びにソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及び他の金融機関等（以下、ソフトバンク株式会社以下を「ソフトバンク・グループ」といい、他の金融機関等を除いた3社を「主要買主」という）は平成12年6月30日、日債銀譲渡に係る最終契約書（株式売買契約書）を締結。

本最終契約書に基づき、ソフトバンク・グループは実行日（8月1日を予定）に日債銀の既存普通株式約25億株を機構から約10億円で買取り、新規普通株式約3億3,333万株の引受のための約1,000億円を払込み（以下「クローリング」という）。

ソフトバンク・グループは、機構により金融再生法に基づく損失補填・金銭贈与が実行されていること、日債銀に重大な悪影響が生じていないこと、機構及び日債銀に本最終契約書上の義務及び表明について重大な悪影響を及ぼす違反がないこと等を前提に、機構は、ソフトバンク・グループに本最終契約書上の義務及び表明について重大な悪影響を及ぼす違反がないこと、ソフトバンク・グループの買収後の取締役の構成に係わる表明違反がないこと等を前提にクローリング等の一連の取引を行う。

当事者全員が延長する旨同意した場合を除き、本最終契約書はクローリングが平成12年9月1日までに完了しない場合に終了。

2. 買収方式・買収金額等

ソフトバンク・グループは既存日債銀普通株式約25億株を約10億円で機構より取得。

既存日債銀優先株式のうち第4回優先株式約4,814万株について、優先配当額を年15円から年5円に引き下げ、それ以外の条件については現行の条件を実質的に維持したまま、実行日以降も機構が引き続き保有し、残りの約7,185万株及び第2回・3回優先株式の全株は無償消却。

3. 新規増資・自己資本比率

ソフトバンク・グループは新生日債銀の新規発行普通株式約3億3,333万株を約1,000億円(1株

当たり300円)で引き受け。

新生日債銀は政府に対し、早期健全化法に基づき、健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関として(承認日現在で自己資本比率4%以上達成見込みであることが条件)、新規発行優先株式約8億6,666万株を約2,600億円(1株当たり300円)で引き受けるよう要請する。

その他の主要条件は以下の通り。

(注)2. の既存優先株式と併せて、普通株式へ転換した後の機構の最大持ち分は33.0%。
自己資本比率は約13%程度(後述の保有株式含み益実現後ベース)

4. 機構による損失補填等

機構は、基準日(7月31日を予定)の予備的基準日貸借対照表に基づき、金融再生法第62条、第72条に基づく損失補填・金銭贈与の仮払いを実行日又はそれ以前に行い、実行日後作成される確定基準日貸借対照表に基づき、最終的な金額を確定・精算。

基準日貸借対照表(以下の手続により確定したものが「確定基準日貸借対照表」)は、日債銀が作成し、機構が依頼する会計事務所の調査を受けた上で、主要買主が依頼する会計事務所に提出。

貸出関連資産等の項目以外の項目について協議。協議が整わない場合は、機構と主要買主は第三の会計事務所に検討を依頼。紛争解決のために最終的に訴訟を提起可。

5. 日債銀保有株式(政策保有株式)の取扱い

合計850億円の含み益を有する保有株式を実行日以後に売却して、含み益を実現し、新生日債銀の自己資本の増強に充当。

日債銀の営業上必要な株式については、実行日前後に機構に売却。機構は当該株式を日債銀又は日債銀信託名義で日債銀信託に信託。日債銀は実行日から5年間第一優先購入権を有するとともに、原則として随時、機構から買い戻し可能。

日債銀の営業上必要でない株式については、実行日の前後に、第三者又は機構(下記の場合)に売却(下記により機構が購入する場合には上記の信託等の義務は負わない)。

日債銀が当該株式を市場で売却するときには、機構は株式市場の状況等によっては自己に売却するよう請求する権利を有する(売却それ自体を否定しない)。

6. 機構保有の新生日債銀株式の売却

機構保有の新生日債銀株式については、機構が売却を希望する場合における主要買主の先買権を付与。

日債銀株式が公開され、機構保有の新生日債銀株式の時価総額が3,550億円を超えている場合には、主要買主は機構に対し、機構が保有する新生日債銀株式を公正な価格により主要買主に売却するか、又は市場において売却することを要請することができる。

機構は上記の要請に対し不合理に拒否せず。

新生日債銀の定款に株式の譲渡制限が設けられた場合、機構が保有する日債銀株式の譲渡時には、主要買主は日債銀に取締役会での承認を行わせる。

7. 貸出関連資産の継続保有等

金融再生委員会の資産判定で「適」とされた全ての貸出関連資産を引き続き保有。

引き続き保有する貸出関連資産に係る債務者に対する適切な融資を、実行日より3年目の応当日又は平成15年9月末のいずれか遅い方の日まで継続。

8. 当初引当金

金融検査マニュアルに則った自己査定要領及び日本公認会計士協会実務指針に従った適切な引当金を計上。

9. 貸出関連資産の瑕疵担保

実行日において機構が新生日債銀に貸出関連資産を売却・譲渡したものとみなす。

実行日から3年目の応当日又は平成15年9月末日のいずれか遅い方の日（以下「行使期間満了日」という）までに、当該資産に瑕疵があり、2割以上の減価があれば、新生日債銀は当該資産の譲渡を解除できる。

解除の場合、機構は当該資産の返還と引き換えに当該資産の当初価値（当初引当金控除後ベース）に相当する金額（それまでに返済額があれば、その額を控除）を新生日債銀に払い戻し。

「2割以上の減価」とは、同一債務者に対する全貸出関連資産のその時点での価値の総額（引当金控除後ベース）が、その当初価値（同）総額と比較して2割以上減額しているとの意義。

「瑕疵」とは、当該貸出関連資産に関し金融再生委員会が「適」と判定した根拠について、実行日から行使期間満了日までに変更等が生じたとの意義。

金融再生委員会が「適」と判定した根拠が示されていない場合（例：正常先の債権は原則として「適」）等において、当該債務者に一定の客観的な事実が発生した場合には、新生日債銀はそれを「瑕疵」と推定可能。

10. 表明/補償、実行日までの当事者の義務

機構とソフトバンク・グループは、互いに通常の企業買収契約に含まれる表明及び補償を行う。

また、今後実行日までの間、機構は日債銀に健全な銀行の実務に従った事業を行わせ、日債銀は重大な悪影響（210億円以上に相当する不利な変化が生じたとき等）が及ぶような行為を行わない。

機構による補償で、指定子会社等に係るものは、発生した損失額に実質持分比率を乗じた額を補償。

補償の有効期間は、主な税務関係の表明違反は平成18年3月期まで（約5年間）、主な税務関係以外の表明違反及び偶発債務の補償は実行日から3年間。

税務関係以外の表明違反に係る補償は、損害額の総額が30億円以下の場合には発生せず、総額が30億円を超えた後の1件7,000万円以上の表明違反について機構が補償。

11. 経営陣

本間忠世氏が代表取締役社長に就任予定。

孫正義氏、宮内義彦氏および樋口公啓氏が取締役役に就任予定。

12. 幹事会社

ソフトバンク・グループは、本株式売買契約に基づく権利の行使及び義務の履行に関し、ソフトバンク株式会社を幹事会社とする。

（本資料は「株式売買契約書」の骨子を金融再生委員会事務局においてまとめたものであり、詳細については、ホームページの「株式売買契約書」を御参照下さい。）

（金融再生委員会事務局金融危機管理課）

金融庁新任幹部紹介

7月1日付の人事異動による金融庁新任幹部を紹介します。

総務企画部長 乾 文男



(一言)
・国民の皆さんから信頼される金融行政をめざして、金融庁の仕事の総合調整と時代のニーズに応える金融制度・インフラの確立に努力します。

(主な略歴)

昭和45年4月 大蔵省入省
平成3年6月 主計局主計官(文部、科技・文化)
平成7年5月 内閣総理大臣秘書官事務取扱
平成10年6月 金融監督庁監督部長
平成12年7月 金融庁総務企画部長

検査部長 西川 和人



(一言)
・引き続き、厳正かつ実効性ある検査を推進し、金融検査に対する内外からの信頼を高めていきたい。

(主な略歴)

昭和46年7月 大蔵省入省
平成5年7月 銀行局特別金融課長
平成8年7月 国税庁調査査察部長
平成10年7月 東京国税局長
平成12年7月 金融庁検査部長

監督部長 高木 祥吉



(一言)
・いつも何故という疑問を大切に、基本に立ち返って考えるようにしたい。
・柔軟で前向きな思考を歓迎します。

(主な略歴)

昭和46年7月 大蔵省入省
平成8年7月 大蔵省大臣官房文書課長
平成10年6月 大阪国税局長
平成11年7月 大蔵省大臣官房参事官兼金融企画局金融先物取引所監理官
平成12年7月 金融庁監督部長

証券取引等監視委員会事務局長 五味 廣文



(一言)
・反則が見過ごされるフィールドからは、プレーヤーは去っていく。フェアネスの確保はビッグバン成功の鍵。監視に委ねられた任務は重い。

(主な略歴)

昭和47年4月 大蔵省入省
平成5年7月 主計局主計官(防衛)
平成8年7月 銀行局調査課長
平成10年6月 金融監督庁検査部長
平成12年7月 証券取引等監視委員会事務局長

編集：金融庁総務企画部政策課

内容の照会先（代表 03-3506-6000）

金融庁発足（3502-7310） p 1
（内線3138）

大臣、政務次官就任（3502-7310） p 6
（内線3105）

「金融監督庁この1年（内線3193） p 7
」の公表

「金融検査～今後の課（3506-6060） p 10
題」の公表

「保険会社に係る検査（3506-6069） p 11
マニュアル」通達の発
出

事務ガイドラインの一（内線3354） p 13
部改正（内線3323）

ティーディー証券会社（内線3351） p 14
東京支店に対する行政
処分

千代田火災海上保険株（内線3343） p 14
式会社に対する行政処
分

三井ライフ損害保険株（内線3343） p 15
式会社等に対する行政
処分

ガーバンインターナシ（内線3370） p 16
ヨナル証券会社東京支

店に対する行政処分
メリルリンチ証券会社（内線3370） p 16

東京支店に対する行政
処分

農中投信投資顧問株に（内線3353） p 17
対する行政処分

金融審議会答申（内線3506） p 18

自動車損害賠償責任保（内線3375） p 19
険審議会答申

協同組織金融機関の資（3502-7611） p 26
本増強についての基本

的考え方
東京相和銀行の譲渡先（3502-7690） p 28
の選定

日本債券信用銀行の譲（3502-7690） p 29
渡に係る最終契約書の
締結

金融庁新任幹部紹介（内線3111） p 33

編集後記

7月1日に金融庁が発足し、従来の金融監督
庁ニュースレターが「金融庁ニュースレター」
に衣替えをして創刊第1号になります。

庁内に引越荷物が散乱している中で、お互い
に挨拶回りをしたものですが、7月も半ばを過
ぎて、やや落ち着いてきたようです。

梅雨も明け、これから夏本番となりますが、
適度に休暇をとり、リフレッシュして新体制で
臨んでいきましょう。

これからも、金融庁ニュースレターをよろし
くお願いいたします。

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>